

○経済産業省告示第五十五号

令和元年経済産業省告示第百七号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は、廃止する。

令和三年三月二十四日

経済産業大臣 梶山 弘志

附 則

（施行期日）

- 一 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 二 この告示の施行前に輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定に基づき輸入割当てを受けた輸入割当証明書に係る輸入の承認については、なお従前の例による。

経 済 産 業 省

20210315 貿局第1号
輸入注意事項2021第11号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」等の一部改正について

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が行った輸入の承認に係る内容変更、有効期間の延長、再交付及び分割の手続は、貿易経済協力局貿易管理部農水産室が行う。

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）

改 正 後	現 行
1～6 （略） 7 その他の記載事項 (1) （略） (2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。 イ ※承認番号 「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。 (イ) （略） (ロ) 本省において承認を行う場合 (例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号）承認課・室記号－承認順位番号 (注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとする。 「承認課・室記号」は別表によること。 「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号（<u>輸入割当品目のうち、特殊事由により無償で輸入する貨物の輸入割当て（特殊輸入割当て）については、一連番号の前に「S」を付ける。</u>）を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。 （以下略）	1～6 （略） 7 その他の記載事項 (1) （略） (2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。 イ ※承認番号 「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。 (イ) （略） (ロ) 本省において承認を行う場合 (例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号）承認課・室記号－承認順位番号 (注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとする。 「承認課・室記号」は別表によること。 「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。 （以下略）

「輸入承認の内容変更について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の内容変更について（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸入注意事項 1 2 第 2 1 号）

改 正 後	現 行
<u>書面申請手続</u> (1) (略) (2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)の内容変更 ① (略) ② 提出先 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室<u>又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u> ③ (略) (削る)	<u>1 書面申請手続</u> (1) (略) (2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。) <u>又は税関長が承認した輸入承認証の内容変更</u> ① (略) ② 提出先 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関</u> ③ (略) <u>2 上記 1 に定める場合のほか、誤記等による軽微な訂正又は加除については、経済産業局又は沖縄総合事務局において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤記等による訂正又は加除であることを確認の上、変更箇所には訂正印を押印するものとする。</u>

「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 申請手続 (1) (略) (2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合 ① (略) ② 提出先 イ (略) ロ <u>当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u> 上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。 (削る) <u>(注) (略)</u> ③ (略) 3 (略)	1 (略) 2 申請手続 (1) (略) (2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合 ① (略) ② 提出先 イ (略) ロ <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）</u> 上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。 <u>(注1) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室は、当該課室が輸入承認を行ったものに限る。</u> <u>(注2) (略)</u> ③ (略) 3 (略)

「輸入承認証の分割について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の分割について（平成１９年７月１２日付け輸入注意事項１９第３０号）

改 正 後	現 行
1 申請手続 (1) (略) (2) 提出先 輸入承認証の分割の申請の受付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>（以下「担当課」という。） 2 (略)	1 申請手続 (1) (略) (2) 提出先 輸入承認証の分割の申請の受付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の担当課</u>（以下「担当課」という。） 2 (略)

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸入注意事項 1 2 第 2 2 号）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 提出先 当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室 3・4 （略） 5 輸入承認証の再交付 申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。	1 （略） 2 提出先 当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限る、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。）以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関 3・4 （略） 5 輸入承認証の再交付 申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局若しくは沖縄総合事務局又は税関は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。

経 済 産 業 省

20210315 貿局第1号
輸出注意事項2021第18号
輸入注意事項2021第12号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が行った輸入の承認に係る内容変更、有効期間の延長及び再交付の手続は、貿易経済協力局貿易管理部農水産室が行う。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１付け輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号）

改 正 後	現 行
１～１８　（略） １９　電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 （１）～（４）　（略） （削る） <u>（５）～（８）</u> （略）	１～１８　（略） １９　電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 （１）～（４）　（略） <u>（５）輸入令第９条第１項の規定による輸入割当申請のうち、輸入発表において電</u> <u>子申請の対象外としているもの</u> <u>（６）～（９）</u> （略）

経 済 産 業 省

20210315 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当事務処理要領について」（平成7年12月12日付け7貿局第610号）
等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入割当事務処理要領について」等の一部改正について

「輸入割当事務処理要領について」（平成7年12月12日付け7貿局第610号）
等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

「輸入割当事務処理要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当事務処理要領について（平成7年12月12日付け7貿局第610号）

改 正 後	現 行												
第1 通 則 1・2 （略） 3 割当担当課 申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。 <table><tr><th>割 当 担 当 課</th><th>品 目</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u></td><td>ぶり・さんま・<u>貝柱及び煮干し</u>、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、<u>すけそうだら</u>、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により<u>再輸入</u>する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）</td></tr></table> 4 （略） 5 証明書の内容変更 割当担当課は、輸入割当てを受けた者から証明書の内容変更の承認申請書を受理した場合において、その申請理由が、必要やむを得ないものと認められるときは、当該証明書の交付と同様の手続により証明書記載事項の変更を行うものとする。 6 （略） 第2 輸入割当品目に関する事項 1 （略）	割 当 担 当 課	品 目	(略)		貿易経済協力局貿易管理部 <u>農水産室</u>	ぶり・さんま・ <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、 <u>すけそうだら</u> 、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により <u>再輸入</u> する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）	第1 通 則 1・2 （略） 3 割当担当課 申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。 <table><tr><th>割 当 担 当 課</th><th>品 目</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課<u>農水産室</u></td><td>ぶり・さんま、<u>貝柱及び煮干し</u>、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、<u>すけとうだら</u>、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により<u>再編入</u>する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）</td></tr></table> 4 （略） 5 証明書の内容変更 割当担当課は、輸入割当てを受けた者から証明書の内容変更の承認申請書を受理した場合において、その申請理由が、必要やむを得ないものと認められるときは、<u>貿易審査課と協議の上</u>、当該証明書の交付と同様の手続により証明書記載事項の変更を行うものとする。<u>ただし、変更理由が軽易なものであるときは、割当担当課限りで変更することができる。</u> 6 （略） 第2 輸入割当品目に関する事項 1 （略）	割 当 担 当 課	品 目	(略)		貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 <u>農水産室</u>	ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、 <u>すけとうだら</u> 、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により <u>再編入</u> する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）
割 当 担 当 課	品 目												
(略)													
貿易経済協力局貿易管理部 <u>農水産室</u>	ぶり・さんま・ <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、 <u>すけそうだら</u> 、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により <u>再輸入</u> する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）												
割 当 担 当 課	品 目												
(略)													
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 <u>農水産室</u>	ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、 <u>すけとうだら</u> 、たら卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により <u>再編入</u> する貨物（農林畜水産物等に関するものに限る。）												

2 輸入割当手続

- (1) 割当担当課は、輸入割当ての案を作成し、割当担当課の課室長まで決裁を得るものとする。
- (2)・(3) (略)

2 輸入割当手続

- (1) 割当担当課は、輸入割当ての案を作成し、割当担当課の課室長まで決済を得るものとする。
- (2)・(3) (略)

「輸入割当証明書の記載要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当証明書の記載要領について（平成7年12月22日付け7貿局第611号）

改 正 後	現 行
1 総 則 (1)・(2) (略) (3) 訂正を要する場合は、訂正箇所を担当課（室）の外為法専用訂正印を押印すること。申請欄の記載事項中各則の(4)の(㍑)により拘束すべき事項に係る訂正箇所についても同様とする。 2 各 則 (1) (略) (2) 「証明書番号」欄には、次の①～④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「－」でつなぐこととする。 ① 商品別符号（注1） ② （割当担当課（室）記号（注2）） ③ 輸入割当てが行われる年度の西暦下2桁 ④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号 (例) ① ② ③ ④ HFC － (AB) － 19 － 123 HFC 貿易経済協力局 年度の西暦 一連番号 貿易管理部 下2桁 貿易審査課 (注) 1 「商品別符号」は、別表第1によること。 2 「割当担当課（室）記号」は、別表第2によること。」 <u>3 特殊事由により無償で輸入する貨物の輸入割当て（特殊輸入割当て）</u>	1 総 則 (1)・(2) (略) (3) 訂正を要する場合は、訂正箇所を担当課（室）の外為法専用訂正印を押印すること。申請欄の記載事項中各則の(4)の(㍑)により拘束すべき事項に係る訂正箇所についても同様とする。 <u>輸入割当品目に係る証明書の「割当数量及び単位（割当額）」欄の訂正箇所には、貿易審査課（経済産業局及び沖縄総合事務局においては、経済産業局長及び沖縄総合事務局長が定める輸入割当残高の確認事務を担当する課）の外為法専用訂正印を合せて押印すること。</u> 2 各 則 (1) (略) (2) 「証明書番号」欄には、次の①～④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「－」でつなぐこととする。 ① 商品別符号（注1） ② （割当担当課（室）記号（注2）） ③ 輸入割当てが行われる年度の西暦下2桁 ④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号 (例) ① ② ③ ④ HFC － (AB) － 19 － 123 HFC 貿易経済協力局 年度の西暦 一連番号 貿易管理部 下2桁 貿易審査課 (注) 1 「商品別符号」は、別表第1によること。 2 「割当担当課（室）記号」は、別表第2によること。」 (新設)

については、「一連番号」の前に「S」を付けること。

(3)～(6) (略)

別表第1

	商 品 名	商 品 別 符 号
水産物	(略) <u>すけそうだら</u> (略)	<u>AP</u>

別表第2

割当担当課 (室) 記号	割当て担当局課室	(略)
(略)		
A E	貿易経済協力局貿易管理部農 <u>水産室</u>	
(略)		

(3)～(6) (略)

別表第1

	商 品 名	商 品 別 符 号
水産物	(略) <u>すけとうだら</u> (略)	<u>PAP</u>

別表第2

割当担当課 (室) 記号	割当て担当局課室	(略)
(略)		
A E	貿易経済協力局貿易管理部貿 <u>易審査課農水産室</u>	
(略)		

(別紙3)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）（令和2年6月19日付け）

改 正 後			現 行		
1. 代理者による電子申請を行うことができる申請の種類 特定手続通達3の規定により代理者による電子申請を行うことのできる申請は次に掲げる7種類です。 (1)～(3) (略) (削る) <u>(4) 輸入割当・輸入承認（輸入割当てと輸入承認を同時に申請するもの）（輸入貿易管理令第9条第1項及び第4条第1項第1号）</u> <u>(5)・(6)</u> 2. ～7. (略)			1. 代理者による電子申請を行うことができる申請の種類 特定手続通達3の規定により代理者による電子申請を行うことのできる申請は次に掲げる7種類です。 (1)～(3) (略) <u>(4) 輸入割当て（輸入貿易管理令第9条第1項）</u> <u>(5) 輸入承認・割当（輸入割当てと輸入承認を同時に申請できるものに限る。）（輸入貿易管理令第4条第1項第1号）</u> <u>(6)・(7)</u> 2. ～7. (略)		
別紙様式①			別紙様式①		
委任用パスワード発行依頼書 (略)			委任用パスワード発行依頼書 (略)		
(別 紙)			(別 紙)		
委任用パスワード発行依頼の委任情報			委任用パスワード発行依頼の委任情報		
委 任 者	会 社 名		委 任 者	会 社 名	
	代 表 権 者			代 表 権 者	
	申請者コード			申請者コード	
代 理 者	会 社 名		代 理 者	会 社 名	
	代 表 権 者			代 表 権 者	
	申請者コード			申請者コード	
委 任 期 限			委 任 期 限		

委任する申請手続・ 貨物の範囲	委任する申請手続	貨物の範囲
	☐ 輸出許可	
	☐ 役務取引許可	
	☐ 輸出承認	
	(削る)	
	☐ <u>輸入割当・輸入承認</u>	☐ オゾン ☐ <u>水産物</u>
	☐ 輸入承認 (2号承認)	
	☐ 輸入承認 (2の2号承認)	
☐ 事前確認	☐ めろ ☐ かに ☐ まぐろ ☐ ワシントン ☐ オゾン	
所 要 事 由		

別紙様式②

(略)

委任用パスワード発行に関する変更依頼書

委任する申請手続・ 貨物の範囲	委任する申請手続	貨物の範囲
	☐ 輸出許可	
	☐ 役務取引許可	
	☐ 輸出承認	
	☐ <u>輸入割当て</u>	
	☐ <u>輸入承認・輸入割当</u>	☐ オゾン ☐ <u>水産物 (特殊事由割当に限る。)</u>
	☐ 輸入承認 (2号承認)	
	☐ 輸入承認 (2の2号承認)	
☐ 事前確認	☐ めろ ☐ かに ☐ まぐろ ☐ ワシントン ☐ オゾン	
所 要 事 由		

別紙様式②

(略)

委任用パスワード発行に関する変更依頼書

(別 紙)

委任用パスワード発行依頼の委任情報 (変更)

※変更する事項は下線の内容です。

委 任 者	会 社 名	
	代 表 権 者	
	申請者コード	
代 理 者	会 社 名	
	代 表 権 者	
	申請者コード	
委 任 期 限		
委任する申請手続・ 貨物の範囲	委任する申請手続	貨物の範囲
	☐ 輸出許可	
	☐ 役務取引許可	
	☐ 輸出承認	
	(削る)	
	☐ 輸入割当・輸入承認	☐ オゾン ☐ 水産物
	☐ 輸入承認 (2号承認)	

(別 紙)

委任用パスワード発行依頼の委任情報 (変更)

※変更する事項は下線の内容です。

委 任 者	会 社 名	
	代 表 権 者	
	申請者コード	
代 理 者	会 社 名	
	代 表 権 者	
	申請者コード	
委 任 期 限		
委任する申請手続・ 貨物の範囲	委任する申請手続	貨物の範囲
	☐ 輸出許可	
	☐ 役務取引許可	
	☐ 輸出承認	
	☐ 輸入割当て	
	☐ 輸入承認・輸入割当	☐ オゾン ☐ 水産物 (特殊事由割当に限る。)
	☐ 輸入承認 (2号承認)	

	☐ 輸入承認 (2の2号承認) ☐ 事前承認	☐ めろ☐ かに☐ まぐろ ☐ ワシントン☐ オゾン	
所 要 事 由			

	☐ 輸入承認 (2の2号承認) ☐ 事前承認	☐ めろ☐ かに☐ まぐろ ☐ ワシントン☐ オゾン	
所 要 事 由			

経 済 産 業 省

20210315 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」（平成13年1月6日付け平成13・01・06 貿局第9号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」等の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」（平成13年1月6日付け平成13・01・06 貿局第9号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が行った輸入の承認に係る内容変更、有効期間の延長、再交付及び分割の手続は、貿易経済協力局貿易管理部農水産室が行う。

改 正 後				現 行			
事 務	本省における 主管課 (室)	事務を行う経済産業局(通商事務所)等	本省においても行う事務	事 務	本省における 主管課 (室)	事務を行う経済産業局(通商事務所)等	本省においても行う事務
一 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。） 第1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。） 1 輸出の許可・承認 （1）（略） （2）輸出承認（（4）に掲げるものを除く。）の申請書の受付（輸出令第2条第1項） （3）（略） （4）輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの及びその申請書の受付（輸出令第2条第1項） （5）（略） （6）（4）に掲げる輸出承認に条件を付すること（外為法第67条第1項） （7）（略）	貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室 貿易審査課又は野生動植物貿易審査室 貿易審査課又は野生動植物貿易審査室	（略）	（略）	一 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。） 第1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。） 1 輸出の許可・承認 （1）（略） （2）輸出承認（（4）に掲げるものを除く。）の申請書の受付（輸出令第2条第1項） （3）（略） （4）輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの及びその申請書の受付（輸出令第2条第1項） （5）（略） （6）（4）に掲げる輸出承認に条件を付すること（外為法第67条第1項） （7）（略）	貿易審査課 貿易審査課 貿易審査課	（略）	（略）

(8) (2) に掲げる輸出承認に係る 輸出承認証の訂正又は変更の申 請書の受付	<u>貿易審査 課、農水産 室又は野生 動植物貿易 審査室</u>			(8) (2) に掲げる輸出承認に係る 輸出承認証の訂正又は変更の申 請書の受付	<u>貿易審査課</u>		
(9) (略)				(9) (略)			
(10) (4) に掲げる輸出承認に係る 輸出承認証の訂正又は変更及び その申請書の受付	<u>貿易審査課 又は野生動 植物貿易審 査室</u>			(10) (4) に掲げる輸出承認に係る 輸出承認証の訂正又は変更及び その申請書の受付	<u>貿易審査課</u>		
2 輸出の事後審査				2 輸出の事後審査			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 当該経済産業局又は沖縄総合 事務局において輸出の承認を行 う貨物の輸出に関する事後審査 (輸出令第7条)	<u>貿易審査課 又は野生動 植物貿易審 査室</u>			(2) 当該経済産業局又は沖縄総合 事務局において輸出の承認を行 う貨物の輸出に関する事後審査 (輸出令第7条)	<u>貿易審査課</u>		
3 輸出の許可又は承認の有効期間 の設定又は延長				3 輸出の許可又は承認の有効期間 の設定又は延長			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 1の(2) に掲げる輸出承認 の有効期間の設定又は延長の申 請書の受付 (輸出令第8条第2 項)	<u>貿易審査 課、農水産 室又は野生 動植物貿易 審査室</u>			(2) 1の(2) に掲げる輸出承認 の有効期間の設定又は延長の申 請書の受付 (輸出令第8条第2 項)	<u>貿易審査課</u>		
(3) (略)				(3) (略)			
(4) 1の(4) に掲げる輸出承認 の有効期間の設定又は延長及び その申請書の受付 (輸出令第8条 第2項)	<u>貿易審査課 又は野生動 植物貿易審 査室</u>			(4) 1の(4) に掲げる輸出承認 の有効期間の設定又は延長及び その申請書の受付 (輸出令第8条 第2項)	<u>貿易審査課</u>		
第2 輸入貿易管理令 (昭和24年 政令第414号。以下「輸入令」 という。)				第2 輸入貿易管理令 (昭和24年 政令第414号。以下「輸入令」 という。)			

<u>事前確認</u> 輸入公表三の 7 の (3) によるワシントン条約附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物の事前確認 (<u>輸入令第 4 条第 2 項</u>) (削る)	野生動植物 貿易審査室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○	<u>1 事前確認</u> 輸入公表三の 7 の (3) によるワシントン条約附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物の事前確認 (<u>輸入令第 3 条第 1 項</u>) <u>2 輸入の承認等</u> (1) <u>輸入割当品目に係る貨物の輸入の承認 (輸入令第 4 条第 1 項第一号)</u> (2) <u>輸入割当証明書に係る輸入承認の特別の有効期間の設定又は延長 (輸入令第 5 条第 2 項及び輸入貿易管理規則 (昭和 24 年省令第 77 号) 第 2 条第 4 項及び第 2 条の 2 第 5 項)</u> (3) <u>輸入承認証 ((1) に掲げるものを除く。)の有効期間延長の承認 (税関長が輸入の承認することができる場合を除く。)(輸入令第 5 条第 2 項)</u> (4) <u>輸入割当証明書又はこれに係る輸入承認証の記載事項の訂正 (貿易経済協力局長が別に定める事項に限る。)</u> (5) <u>輸入令第 4 条第 1 項の承認にあたり、輸入の期間、船積地域その他の輸入に関する事項について条件を付すること。(当該承認が当該経済産業局又は沖縄総合事務局において行われる場合に限る。)(外為法第 67 条第 1</u>	野生動植物 貿易審査室 農水産室 農水産室 貿易審査課 又は農水産 室 農水産室 農水産室	全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局 全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局 全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局 全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局 全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局 全経済産業局(全 通商事務所)及び 沖縄総合事務局	○ ○ × ○ ○ ×
--	------------------------	--	----------	--	---	---	---

第3 (略) 二 その他 (略)		項) 第3 (略) 二 その他 (略)
---------------------	--	---------------------------

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係）（平成7年12月22日付け7貿局第606号）

改 正 後	現 行
地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（<u>輸入貿易管理令関係</u>） 「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について（平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号）」によって地方で取扱うこととされた事務のうち、貿易経済協力局貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室が「本省における主管課（室）」とされた事務の取扱いについては、関係輸入発表及び輸入注意事項等によるほか、別添の「貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領（<u>輸入貿易管理令関係</u>）」によって遺漏なく処理されたい。 別 添 貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領 （<u>輸入貿易管理令関係</u>） 総 則 経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局（以下「局」という。）において取扱うこととされた事務の処理については、一般に次の諸点に留意の上処理するものとする。 1 特に本省との協議事項と定めた場合以外であっても、<u>事前確認基準等</u>からみて疑問がある場合には具体的な意見等を添え、本省（本省における主管課（室）。以下同じ。）と協議のうえ処理すること。 2 （略） 3 申請を受理した場合は、申請の際に提出された申請書、立証書類等関係書類の原本に申請を受理した旨、受付を行った経済産業局名（若しくは通商事務所名又は沖縄総合事務局名）及び受付年月日を記載すること。 審査の結果、<u>事前確認</u>につき可否が決した場合は、上記の申請書にその旨及び年月日を記載し返却するものとする。 4 （略） 5 本省に対する文書の取扱いは次によること。 (1) （略）	地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（<u>貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室関係</u>） 「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について（平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号）」によって地方で取扱うこととされた事務のうち、貿易経済協力局貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室が「本省における主管課（室）」とされた事務の取扱いについては、関係輸入発表及び輸入注意事項等によるほか、別添の「貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領（<u>貿易審査課及び農水産室及び野生動植物貿易審査室関係</u>）」によって遺漏なく処理されたい。 別 添 貿易経済協力局関係事務（地方委譲分）処理要領 （<u>貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審査室</u>） 総 則 経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局（以下「局」という。）において取扱うこととされた事務の処理については、一般に次の諸点に留意の上処理するものとする。 1 特に本省との協議事項と定めた場合以外であっても、<u>承認、割当て及び確認基準等</u>からみて疑問がある場合には具体的な意見等を添え、本省（本省における主管課（室）。以下同じ。）と協議のうえ処理すること。 2 （略） 3 申請を受理した場合は、申請の際に提出された申請書、立証書類等関係書類の原本に申請を受理した旨、受付を行った経済産業局名（若しくは通商事務所名又は沖縄総合事務局名）及び受付年月日を記載すること。 審査の結果、<u>承認、割当て又は確認（以下「承認等」という。）</u>につき可否が決した場合は、上記の申請書にその旨及び年月日を記載し返却するものとする。 4 （略） 5 本省に対する文書の取扱いは次によること。 (1) （略）

- (2) 件名は次のように統一する。
- (イ) 事務上の事後報告等に関する文書の場合
「輸入貿易管理事務の報告について事項名」
- (ロ) 事務の処理につき協議又は通知を行う文書の場合
「輸入貿易事務の処理について事項名」

6 各局の局記号は次によること。

<u>局名</u>	<u>局記号</u>	<u>局名</u>	<u>局記号</u>
(略)			

7 事前確認の場合の事項別記号は別に定める場合を除き、次によること。
(削る)

事前確認
ワシントン条約附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる
生きている動物 CA

8 事前確認の場合の確認番号は別に定める場合を除き、下記の例により暦年をも
って更新する一連番号を付すること。

(例) 局記号—CA (西暦番号の末尾2桁) —0001

9 事前確認に関する本省への報告は、貿易審査課が別に定める様式及び報告方法
に従い貿易審査課に報告するものとする。

各 則

局において取扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により
処理するものとする。

(「 」は外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について(平成13年1月6
日付け平成13・01・06貿局第9号)の各事務に付けられた番号をいう。)

「一、第2」の事務

1 事前確認書には、申請者が提出した輸出国管理当局等の発行した輸出許可書又は
再輸出証明書の写しを添付し、割印を押印すること。

2 (略)

(削る)

- (2) 件名は次のように統一する。
- (イ) 事務上の事後報告等に関する文書の場合
「輸入貿易管理事務の報告について(貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易
審査室関係)事項名」
- (ロ) 事務の処理につき協議又は通知を行う文書の場合
「輸入貿易事務の処理について(貿易審査課、農水産室及び野生動植物貿易審
査室関係)事項名」

6 各局の局記号は次によること。

<u>経済産業局名</u>	<u>局番号</u>	<u>経済産業局名</u>	<u>局番号</u>
(略)			

7 承認等の場合の事項別記号は別に定める場合を除き、次によること。
輸入の承認

<u>有効期間の延長等</u>	<u>VA</u>
<u>輸入承認証の内容変更</u>	<u>LA</u>

事前確認
ワシントン条約附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる
生きている動物 CA

8 承認等の場合の承認番号は別に定める場合を除き、下記の例により暦年をも
って更新する一連番号を付すること。

(例) 局番号—TA (西暦番号の末尾2桁) —0001

9 承認等に関する本省への報告は、貿易審査課が別に定める様式及び報告方法
に従い貿易審査課に報告するものとする。

各 則

局において取扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により
処理するものとする。

(「 」は外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について(平成13年1月6
日付け平成13・01・06貿局第9号)の各事務に付けられた番号をいう。以下
同じ。)

I「一、第2、1」の事務

1 事前確認証には、申請書の提出した輸出国管理当局等の発行した輸出許可書又は
再輸出証明書の写しを添付し、割印を押印すること。

2 (略)

II「一、第2、2、(1)」の事務

令第4条第1項第1号のみに係る承認は原則として、ぶり・さんま・貝柱及び

煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、たら卵、いか、水産物、太平洋種にしん、にしん（太平洋種にしんを除く。）、にしん（令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により、太平洋種にしん及びにしん（太平洋種にしんを除く。）を統合したものをいう。）、すけそうだら、干しするめ、こんぶ調製品、干しり、無糖の味付けり、のりの調製品（無糖の味付けりを除く。）、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、こんぶについてのみ行うこと。

III「一、第2、2、(2)」の事務

輸入の承認の特別の有効期間の設定は、輸入契約上、貨物の製造期間等の関係で、輸入割当証明書の有効期間とこれに係る輸入承認証の有効期間とを合計した期間内（10箇月）に、貨物を輸入することが困難であることが、輸入割当てを行うに際し、あらかじめ明確である場合又はその割当の目的等からみて10箇月より短い期間に輸入させる必要がある場合において、当該輸入に必要な限度において行うこと。

IV「一、第2、2、(3)」の事務

本事務は平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号（輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について）により処理すること。

なお上記注意事項の審査基準に該当しないが、諸般の事情から考慮して特に承認しても差し支えないと思われるものについては、本省の指示をまって処理すること。

V「一、第2、2、(4)」の事務

1 貿易経済協力局長が指定する事項は、次のとおりとする。

(1) 輸入承認証（令第4条第1項第二号に該当する場合を除く。）の訂正。

(2) その他輸入割当証明書又は輸入承認証の記載事項中、誤記等軽微なものの加除訂正。

2 輸入承認証（令第4条第1項第二号に該当する場合を除く。）の記載事項の訂正。

本件については、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号（輸入承認の内容変更について）により処理するほか次によるものとする。

(1) 自局以外で以外で発行した輸入割当証明書に係る輸入承認証の拘束事項及び条件に関する内容変更については、本省の支持をまって処理すること。

(2) 輸入承認証の記載事項中「申請者名」、「関税率表の番号等」、「商品名」、「数量及び単位（金額）」又は「総額（US\$）」の変更は原則として認められない。やむを得ない理由により内容変更しなければならない場合は本省の指示をまって処理すること。

3 輸入割当証明書又は輸入承認証の記載事項中誤記等軽微なものの加除訂正については、誤記等による訂正又は加除であることを関係書類等により確認の上、変更

(削る)

(削る)

(削る)

箇所に訂正印を押印し申請者に返却する。この場合の申請書等関係書類の提出は不要である。

VI「一、第2、2、(5)」の事務

本事務は、本事務処理要領に特別の定めがある場合のほかは、本省の支持をまって処理すること。